

-令和5年度 第12回 始良市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時：令和6年3月28日(木) 午後1時30分～午後3時50分
2. 開催場所：蒲生総合支所 本館2階 大会議室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟	1 7 番	西 泰行
8 番	市蘭 由美子	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

農地利用最適化推進委員

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一	1 0 番	宇都 和義
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇蘭 弘行
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

欠席委員 12 番 柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
04. 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地法の利用目的変更届について
08. 議案第6号 非農地証明願について
09. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
10. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
11. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主査 農地係主事 振興係長 振興係主任主査
課長補佐兼加治木農林水産係長 始良農林水産係長

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長	ただいまから、令和5年度 第12回、 始良市農業委員会 総会を、開会いたします。出席農業委員は、19名中19名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。
	——— 会務報告 ———
議長	まずは、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
事務局	〔事務局 報告〕
	——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長	次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則 第17条、第2項に規定する、議事録 署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
委員	『異議なし』
議長	それでは、農業委員7番、農業委員、農業委員8番、農業委員に、お願いいたします。
	——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長	次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記 には、事務局職員の局長補佐と、振興係長を、指名いたします。これからの議案の審議では、農業委員会法 第31条規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこと、となっております。該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案 終了後に入室、着席していただきます。なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願いいたします。
	——— 日程第3 議案第1号(134件) ———

議 長	それでは、日程第3、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。1番から134番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは議案第1号、農地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。公告日は、令和6年3月28日、契約の始期は令和6年4月1日をそれぞれ予定しております。契約年数につきましては、1年間で3件、2年間で3件、3年間で28件、4年間で3件、5年間で65件、9年間で1件、10年間で31件、合計134件、面積は合計で、221,948㎡となっております。内容につきましては、総会資料の2ページからになりますのでご確認くださいと思います。なお、総会資料の24ページ、129番が農業委員15番、130番が農業委員5番、131番と132番が農業委員3番、133番が農業委員11番、134番が農業委員19番、に関連する議案となっております。つきましては、農業委員会等に関する法律、第31条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の裁決に参加できませんので、ご協力よろしくお願いします。以上で説明を終わります。
議 長	これより、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から134番について、質疑に入ります。なお、129番から134番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まず、1番から128番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から128番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1番から128番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、129番の関係者、農業委員15番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）

議 長	これより、１２９番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１２９番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１２９番について、原案のとおり決定いたしました。農業委員１５番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次に、１３０番の関係者、農業委員５番、農業委員の退席をお願いします。
委員	（委員 退席）
議 長	これより、１３０番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３０番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３０番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員５番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）

議 長	次に、１３１番と１３２番の関係者、農業委員３番、農業委員の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議 長	これより、１３１番と１３２番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３１番と１３２番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第１号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３１番と１３２番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員３番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	(委員 着席)
議 長	次に、１３３番の関係者、農業委員１１番、農業委員の退席をお願いします。
委員	(委員 退席)
議 長	これより、１３３番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第１号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、１３３番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、133 番についても、原案のとおり決定いたしました。農業委員 11 番、農業委員の、着席をお願いします。
委員	（委員 着席）
議 長	次の、134 番につきましては、私が、議事参与制限に関係しておりますので、会長職務代理者であります農業委員と議長を交代し、私は、退席いたします。
委員	（会長 退席 ・ 農業委員 議長席着席）
議 長 職務代理	これより、134 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長 職務代理	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、134 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長 職務代理	賛成多数により、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、134 番についても、原案のとおり決定いたしました。それでは、会長と、議長を交代いたします。会長の、議長席への着席をお願いします。
委員	（農業委員 議長席退席 ・ 会長 議長席着席）
議 長 19 : 44	——— 日程第 4 議案第 2 号（10 件） ———
事務局	次に、日程第 4、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 10 番について、説明をお願いします。まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。
	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 26 ページからです。今月の申請件数につきましては、10 件となっております。先般、各担当委員におか

議 長 委員	れまして事前調査がなされました。現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。それでは、1番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は大山の田が2筆で、面積は1,736㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、14番農業委員です。調査報告いたします。令和6年3月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、息子と2人で農業に従事しております。大山を中心に下名、寺師等、水稻約2ヘクタールを耕作されております。農業用機械は、トラクター2台、田植え機、コンバイン等と揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 2番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は大山の田が2筆で、面積は、326㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員14番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、14番農業委員です。調査報告いたします。譲渡人は、〇〇と〇〇、それぞれ農地については2筆ずつ持っており、4筆のうちの、2筆毎の申請でありまして、報告内容につきましては、先程と同様であります。令和6年3月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、息子と2人で農業に従事しております。大山を中心に下名、寺師等、水稻約2ヘクタールを耕作されております。農業用機械は、トラクター2台、田植え機、コンバイン等と揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局	3番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町小山田の田が3筆、畑が1筆で、面積は、1,120㎡です。贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長 23:57	ただいまの説明に関連して、農業委員3番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番農業委員です。調査報告いたします。令和6年3月19日、現地を確認し、そこで話しながら、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、2名です。農業用機械は、耕運機、防除機等、揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町日木山の田が1筆で、面積は255㎡です。兄弟間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員10番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番推進委員です。調査報告いたします。令和6年3月16日、3人で現地にて申請地を調査いたしました。野菜と花が、きれいに耕作され、譲受人の労働力は、本人1名です。農業用機械は、管理機、草払い機等揃っておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町木田の田が1筆で、面積は、992㎡です。兄弟間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員2番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	はい、2番農業委員です。調査報告いたします。令和6年3月16日、現地にて譲受人と申請地を調査いたしました。譲渡し人は、姉にあたり、長年、休耕田になっており、管理ができなくなったので、弟に譲り渡すことになりました。取得後は盛土を行い、畑として利用したいとの事でした。譲受人の労働力は、本人2名です。農業用機械は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、軽トラック等と揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。
議 長	次に、6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町日木山の畑が1筆で、面積は、5,102㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。令和6年3月17日、譲受人と電話で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、農林水産大臣賞を、日本一を5回も受賞され、功績を認められ、賞を天皇陛下からも授与されるお茶農家であります。譲受人の労働力は、4名です。農業用機械なども、揃っております。申請地は自作地の隣接地で、あっせん申出をされている農地でありましたが、あっせんでは難しいとの事で、今回の3条申請に至ったところであります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。以上で報告を終わります。
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は加治木町日木山の畑が1筆で、面積は、4,408㎡です。家族間の贈与による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員17番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、17番農業委員です。調査報告いたします。令和6年3月17日、譲受人と電話で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受

	人は、お茶農家の〇〇さんの後継者で、お茶の有機栽培を行っている方です。労働力は、4名です。農業用機械は、全て揃っております。申請地は、きれいに管理されております。この地区で耕作しているお茶畑は、全て有機栽培を行うとの事でした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	8番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は平松の畑が1筆で、面積は、579㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員5番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、5番推進委員です。調査報告いたします。令和6年3月18日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人1名です。農業用機械は、小型耕運機、草払い機、トラックと揃っておりました。今回、購入した農地は、譲渡人が、高齢の為、管理できなくなり、申請地が、譲受人の土地の裏側にあり、敷地内を通らないと耕作できない事もあり、今回、購入に至り、半分は果樹園、半分は野菜を耕作するとの事です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。
議 長 33 : 25	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	9番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町西浦の田が2筆で、面積は、3,360㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番農業委員です。調査報告いたします。令和6年3月16日、譲受人宅を訪問し聞き取りを行い、その後、現地に行き、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人と長男の2名です。農業用機械は、トラクター2台、田植え機2台、トラック、軽トラックと揃つ

	ておりました。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	10番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は蒲生町久末の田が1筆で、面積は、1,367㎡です。売買による所有権移転です。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員8番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番農業委員です。調査報告いたします。令和6年3月19日、譲受人に電話連絡し聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地では、杉の挿し木、杉苗の育成を行うとの事でした。湧水町の方ですので、湧水町では、田を8.5アール、畑が12.1アールの農地を、耕作されているとの事です。譲受人の労働力は、父と2名です。農業用機械は、トラクター1台、田植え機1台、防除機1台、軽トラック3台と揃っておりまして。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため、許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番については、原案のとおり決定いたしました。

——— 日程第5 議案第3号(5件) ———	
議 長	次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から5番について、説明をお願いします。まずは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は29ページと30ページとなっております。今月の申請件数につきましては、5件となっております。それでは1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は中津野の畑が1筆で、面積は、369㎡の内136㎡です。隣接地と一体利用で、全事業面積は、341.94㎡となります。農地区分は第1種農地で、転用目的は、一般住宅となっております。また、第1種農地であることから、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連し、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、80mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は加治木町辺川の田が1筆と、加治木町西別府の田が1筆で、面積は186㎡です。隣接地と一体利用で、全事業面積は、422㎡となります。農地区分は第1種農地で、転用目的は、通路と庭となっております。隣接の宅地が実家となっており、庭と自宅への通路として、現在も使用しているとの事で、始末書が参考資料の8ページに添付されております。内容としましては、昭和50年頃から、庭、通路として使用していた、との事で、今回、始末書を添付しまして、追認で農地法の許可を得ようとする

	るものです。また、第1種農地であることから、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員13番、農業委員に、調査の結果並びに、補足説明をお願いします。
委員	はい、13番農業委員です。調査報告いたします。3月18日に調査いたしました。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、1,200mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田と水路、西が市道、南が田と水路、北が田と市道です。申請実現の確実性として、既に転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は住吉の田が1筆で、面積は500㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は、貸車庫兼物置となっております。隣接地に長男夫婦が居住しており、長男夫婦に車庫兼物置として貸し出しているとの事です。参考資料の13ページに、始末書が添付されております。内容につきましては、平成18年頃の大雨により、田が崩れ、隣接の農地に土砂が流出した際、宅地と同じ高さまで盛土を行い、その後、平成26年頃に、長男夫婦が家を建てたのをきっかけに、車庫兼物置も建築してしまいました。との事で、今回、始末書を添付し、追認で農地法の許可を得ようとするものです。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、430mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が水路、南が水路、北が畑です。申請実現の確実性として、既に転用済であり、確実であります。条件および

	特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	4 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は中津野の畑が1筆で、面積は198㎡です。隣接地と一体利用で、全事業面積は、675.2㎡となります。農地区分は第1種農地で、転用目的は、通路と庭となっております。現地は、住宅兼畳工場となっており、そちらの、通路、庭で現在も使用しており、始末書が、参考資料の18ページに添付されております。平成12年頃から、通路、庭として使用しており、今回、始末書を添付し、追認で、許可を得ようとするものです。また、第1種農地であることから、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、8番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、150mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、既に転用済であり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、5 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	5 番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇、申請地は蒲生町漆の田が1筆で、面積は5,460㎡の内、3,255㎡です。農地区分は第2種農地で、転用目的は、山林となっております。申請理由は、鳥獣被害と日照不足で耕作が困難であり、取水が容易な北側の方を、農地として引き続き耕作を行い、今回の申請地のほうは、杉を植え、山林とする計画であります。全体面積が、30アールを超えていますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。今

議 長	回、杉を植えるとの事で、農地との間に緩衝地を設けることと、話をしたところであります。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員 3 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、3番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、500mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が河川、南が山林、北が田です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から5番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 なお、1番、2番、4番、5番、につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。 ———— 日程第6 議案第4号(8件) ————

議 長 52 : 00	次に、日程第 6、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 8 番について、説明をお願いします。まずは、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は 3 1 ページから 3 4 ページでございます。今月の申請件数につきましては、8 件であります。それでは、1 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、平松の畑が 1 筆、面積は 3 0 m²となっております。隣接の宅地との一体利用で、全事業面積は、2 9 4 . 3 6 m²となっております。所有権移転になります。農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、宅地拡張で、隣接の宅地を購入する際、一緒に購入し、宅地拡張し、作業小屋を建築したいとの事です。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、農業委員 9 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約 2 0 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、2 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田が 3 筆、面積は 2, 9 6 7 m²となっております。所有権移転になります。農地区分は第 3 種農地です。転用目的は、宅地造成と通路で、9 区画の宅地造成を行いたいとの事でした。現地調査の際に、南東側に田があり、排水路を確保することと、条件を付しての許可を予定しています。以上で説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種

	農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道と宅地、西が田と雑種地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、排水路の確保です。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、西餅田の畑が2筆、面積は1,117㎡となっております。また、隣接の雑種地等との一体利用で、全事業面積は、3,822.06㎡であります。賃借権になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は、店舗と駐車場で、申請地を借地し、店舗を新築したいとの事でした。全体面積が、30アールを超える事から、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員9番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、東に、約600mの位置です。被害防除現況としましては、東が里道、西が市道、南が宅地と里道、北が宅地と雑種地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田が8筆、面積は2,439.94㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第1種農地です。転用目的は駐車場で、隣接する病院の従業員駐車場として、利用したいとの事でした。また、第1種農地であることから、県農業委員会

議 長 委員 議 長 事務局 議 長 委員 議 長	ネットワーク機構への意見聴取案件となっております。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、9 番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 1 種農地であるが、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、〇〇の隣接地です。被害防除現況としましては、東が水路、西が農道、南が宅地、北が里道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、5 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、5 番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の田が 3 筆、面積は 6 8 9 m²となっております。所有権移転になります。農地区分は第 3 種農地です。転用目的は宅地造成で、2 区画の宅地造成を行いたいとの事でした。以上で説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員 1 2 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、12 番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約 3 5 0 m の位置です。被害防除現況としましては、東が田、西が市道、南が田、北が水路です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。 次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
--	--

事務局	それでは、6番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、加治木町木田の畑が1筆、面積は43㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は駐車場です。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員12番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、12番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、北西に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が山林と宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、7番につきまして、ご説明いたします。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇、申請地は、西宮島町の畑が1筆、面積は400㎡となっております。所有権移転になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は駐車場で、月極駐車場としたいとの事でした。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南に、約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、8番につきまして、ご説明いたします。借人は〇〇、貸人は〇〇、申請地は、西別府の田が2筆、面積は348㎡となっております。使用貸借権になります。農地区分は第3種農地です。転用目的は一般住宅で、義父から申請地を借りて、一般住宅を建築したいとの事でした。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員10番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南西に、約180mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議長	調査委員の皆様、ご苦労さまでした。これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕
議長	それでは、お諮りいたします。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、3番、4番、につきましては、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
1:08	———— 日程第7 議案第5号（2件） ————

議 長	次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第5号、農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は35ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。それでは、1番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。先程の、3条申請の5番で、同時に3条の申請も出されている申請地になっていきます。申請地は加治木町木田の田が1筆、面積は992㎡となっております。農地区分は、第3種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請の理由としましては、用水の確保が難しい為、盛土をして畑として利用したいとの事です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員11番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から南東に、約80mの位置になります。被害防除現況としましては、東が荒田、西が荒田、南が荒田、北が農道です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきましてご説明いたします。申請人は、〇〇。申請地は加治木町木田の田が1筆、面積は78㎡となっております。農地区分は、第3種農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑です。申請の理由としましては、自家消費の野菜を耕作したいとの事です。以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員9番、推進委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、9番推進委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北西に、約600mの位置になります。被害防除現況としましては、東が水路、西が5条申請地、南が5条申請地、北が水路です。申請実現の確実性としましては、営農

	計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	調査委員の皆様、ご苦労さまでした。これより、議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	はい、14番農業委員です。1番についてですが、周りが荒田で、ぼつぼつと畑となるのですが、3条申請も合わせて出ているとのことで、3条申請も見てみましたら、3条申請では、田から田で、ここでいきなり畑にして、合わせて来ているのですが。
事務局	3条申請も、果樹を植える営農計画書での申請となっております。そこで、今回、盛土もするとの事でしたので、利用目的変更願を提出いただいたところですよ。周囲の農地につきましては、長年、耕作されていない現状で、今回、畑として管理していきたいとの事であります。
議 長	他にありませんか。それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更願についての、1番と2番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 ———— 日程第8 議案第6号(2件) ————
議 長	次に、日程第8、議案第6号、非農地証明願について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号、非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は36ページになっております。今月の申請件数は2件となっております。1番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は大山の田が1筆で22㎡です。農地区分は、第1種農地で、現況は宅地であります。昭和59年頃に隣接地の所有者が、崖下移転による住宅を移転した為との事で、非農地証明願の申請が提出されております。以上で説

	明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 11 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、11番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であり、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約430mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が水路、南が山林と宅地、北が水路です。非農地として認める、やむを得ない理由としまして、崖下移転住宅で、宅地となってから40年程経過しており、やむを得ないものと認められます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2番につきまして、説明いたします。申請人は〇〇、申請地は船津の畑が1筆で560㎡です。農地区分は、第2種農地で、現況は宅地であります。昭和45年に、亡き父が許可が必要と知らず一般住宅を建築し、現在に至っているとの事で、非農地証明願が提出されております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員 10 番、農業委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、10番農業委員です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。申請地の位置は、〇〇から、東に、約90mの位置です。宅地となってから53年以上、経っていると思われます。被害防除現況としましては、東が市道、西が畑、南が水路、北が宅地です。非農地として認める、やむを得ない理由としまして、宅地となってから20年以上、程経過しており、やむを得ないものと認められます。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号、非農地証明願についての、1番と2番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	〔質疑・意見なし〕

議 長	それではお諮りいたします。議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番と 2 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 6 号、非農地証明願についての、1 番と 2 番については、原案のとおり承認することに、決定いたしました。
1 : 31	———— 日程第 9 議案第 7 号(4 件) ————
議 長	次に、日程第 9、議案第 7 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	はい、それでは、議案第 7 号、農地中間管理事業（貸借）にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定につきまして、ご説明いたします。本案件につきましては、議案第 1 号の農用地利用集積計画（貸借）、と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積計画され、借主が中間管理機構ですので、別案件として上程しております。今回、始期を令和 6 年 3 月 3 1 日として設定する募集期分につきまして、ご審議いただきます。なお、3 9 ページの 4 番が、議席番号 1 9 番、農業委員に係る案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。それでは、資料 3 8 ページの借換区分別集計表をご覧ください。利用権を設定する再配分予定者の氏名、または名称につきまして、各筆明細の一覧表を、次の 3 9 ページに添付しておりますので、ご確認ください。今回、中間管理機構を借主として利用権を設定するものは、新規 4 件となっております。申請面積は、新規 5, 4 2 6 m²です。設定する権利別は、使用貸借権が 1 件、賃貸借権が 3 件となっております。今回の設定地区は、大山、加治木町西別府、蒲生町下久徳、蒲生町上久徳となっております。ご審議の方、よろしく願います。
議 長	これより、議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 4 番について、質疑に入ります。なお、4 番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。まずは、1 番から 3 番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。

委員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 3 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、1 番から 3 番については、原案のとおり決定いたしました。次の、4 番につきましては、私が、議事参与制限に関係しておりますので、会長職務代理者であります農業委員と議長を交代し、私は、退席いたします。
委員	（会長 退席 ・ 農業委員 議長席着席）
議 長 職務代理	これより、4 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします
委員	〔質疑・意見なし〕
議 長 職務代理	それでは、お諮りいたします。議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、4 番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議 長 職務代理	賛成多数により、議案第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、4 番については、原案のとおり決定いたしました。それでは、会長と、議長を交代いたします。会長の、議長席への着席をお願いします。
委員	（農業委員 議長席退席 ・ 会長 議長席着席）
	—— 日程第 10 ——
議 長	次に、日程第 10、農地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局からの報告を求めます。

事務局	農地利用集積計画（貸借）の合意解約を報告いたします。３月は１３件提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約、３月分をのちほどご確認ください。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委員	〔発言 無〕
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
	—— 日程第１１ ——
議長	次に、日程第１１、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委員	〔各作業グループの今年度の実績について〕
議長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	〔活動記録の提出期限について〕 〔法改正等に関する情報提供について〕 〔農地中間管理事業について〕
議長	それでは、以上をもちまして、令和５年度、第１２回、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____